

胎内市環境審議会 (環境事業報告等)

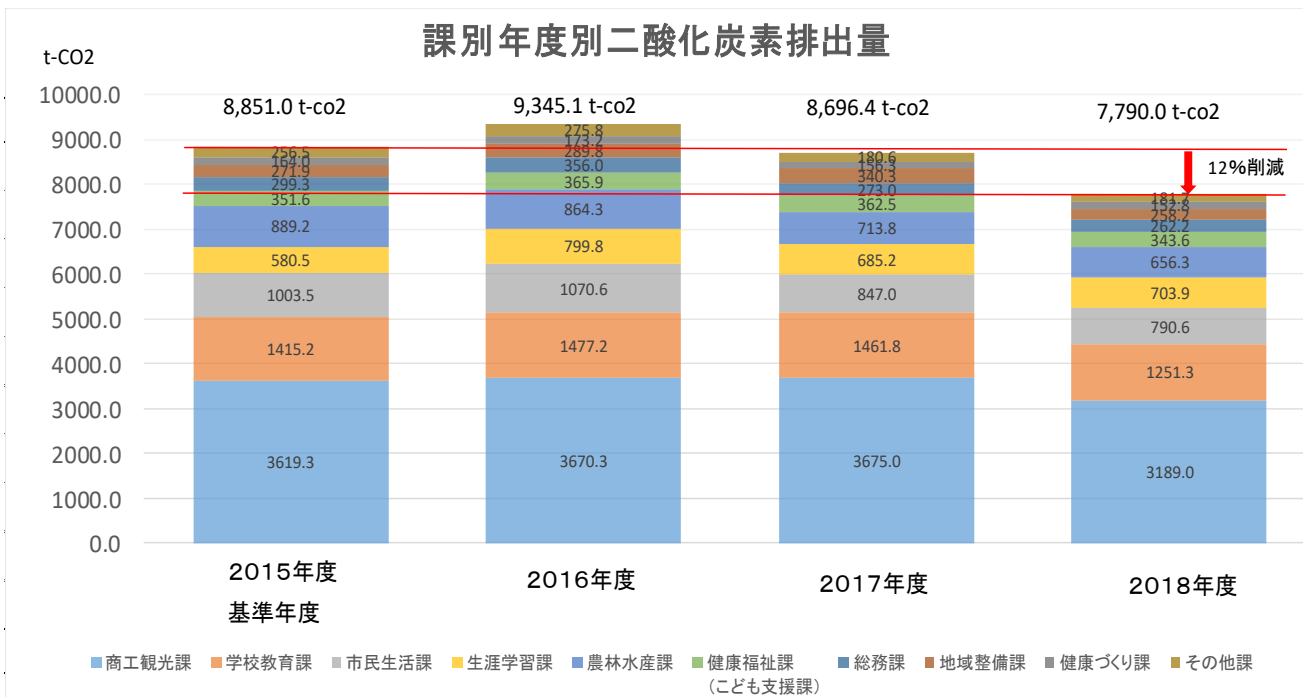
1. 地球温暖化防止実施計画における環境事業の報告

① 温室効果ガス排出量の推移と目標達成度について

平成 29 年 4 月に策定した「第 2 次胎内市地球温暖化防止実行計画」では、2021 年度（平成 33 年度）までに温室効果ガス排出量を基準年度 2015 年度（平成 27 年度）比 10%削減することを目標としているところ、平成 30（2018）年度に 12%削減している。

② 効率性評価と今後の方向性

平成 30（2018）年度に温室効果ガス排出量の削減目標を達成し、保持又は更なる削減を目指していく。行政活動におけるエネルギー種別では電気使用量が 8 割以上を占めている。事業別では大規模施設を所管している課の温室効果ガス排出量が多く、各施設の削減が可能か否かについて、施設毎のエネルギー使用量を調査していく。



2. 令和元年度胎内市環境事業の報告

① 緑のカーテン普及事業について (省エネ・地球温暖化防止対策)

夏の暑さ対策、熱中症対策の促進及び地球温暖化防止意識を高めるため、65 歳以上の高齢者で構成される世帯（希望した方）に対し、緑のカーテンづくりにより夏の日差しを和らげ、暑い夏を少しでも快適に過ごしてもらうために、ゴーヤの苗を配布した。また、市内の社会福祉施設、公共施設等にも、ゴーヤ苗を配布し、緑のカーテンづくりに取り組んでもらった。

配布は、民生児童委員や住み郷の方々に協力を依頼し、高齢者世帯 825 世帯、施設等を含めると約 4,000 本のゴーヤ苗が市内全域に行き渡った。

【苗を配布した家庭にて】
(7月1日号市報掲載)



② 霊園・墓地について

船戸霊園については、256 区画のうち、203 区画が使用許可済みであり 79%の利用状況。令和元年度は 8 区画の申請があった。

霊園使用等の状況(令和2年2月末時点)

市営墓地概要	船戸霊園			塩沢霊園		川合霊園	
	墓地A	墓地B	墓地C	墓地A	墓地B	墓地A	墓地B
区画面積	5,625㎡	6,75㎡	9,0㎡	13,5㎡	4,0㎡	10,8㎡	29,7㎡
永代使用料	146,000円	175,000円	234,000円	300,000円	100,000円	100,000円	200,000円
管理料	1,000円			0円		0円	

申込み状況

項目	墓地A	墓地B	墓地C	墓地A	墓地B	墓地A	墓地B
整備区画数	120	91	45	5	61	10	1
申込み数(返選含)(H30まで)	118	58	19	5	57	10	1
R1 申込み数	2	5	1	0	0	0	0
残りの区画数	0	28	25	0	4	0	0

③ 空き家等対策計画の状況について

● 予防適正管理の推進・利活用の推進

- ・ 空き家の適正管理について啓発活動を市報 (R1. 11. 1 号) 特集により掲載した。
- ・ 相続財産管理人制度の活用のため、令和元年 8 月に裁判所に申し立てをした。
- ・ 空き家等対策関係者との連携強化のため、宅建取引業協会と協定を締結した。
- ・ 空き家等相談窓口の相談実績

空き家等に関する相談 内容内訳 (令和 2 年 3 月 6 日現在)

	H30年度	R1年度	計	備考
流通	48	54	102	総合政策課(空き家バンク)への相談含む。流通を希望するが、登記簿、相続等の問題が障害となり流通できないケースが多い。
相続	0	0	0	
解体	3	6	9	老朽危険家屋解体後の土地に対する固定資産税の減免制度を利用相談等
維持管理	2	4	6	維持管理の方法及び委託業者紹介等
活用	5	1	6	土地の利活用希望による所有者調査等
苦情	8	7	15	区長からの適正管理に関する依頼等
その他	1	3	4	空き家等近隣者から、当該不動産の売買相談等
計	67	75	142	

● 老朽危険家屋に対する措置

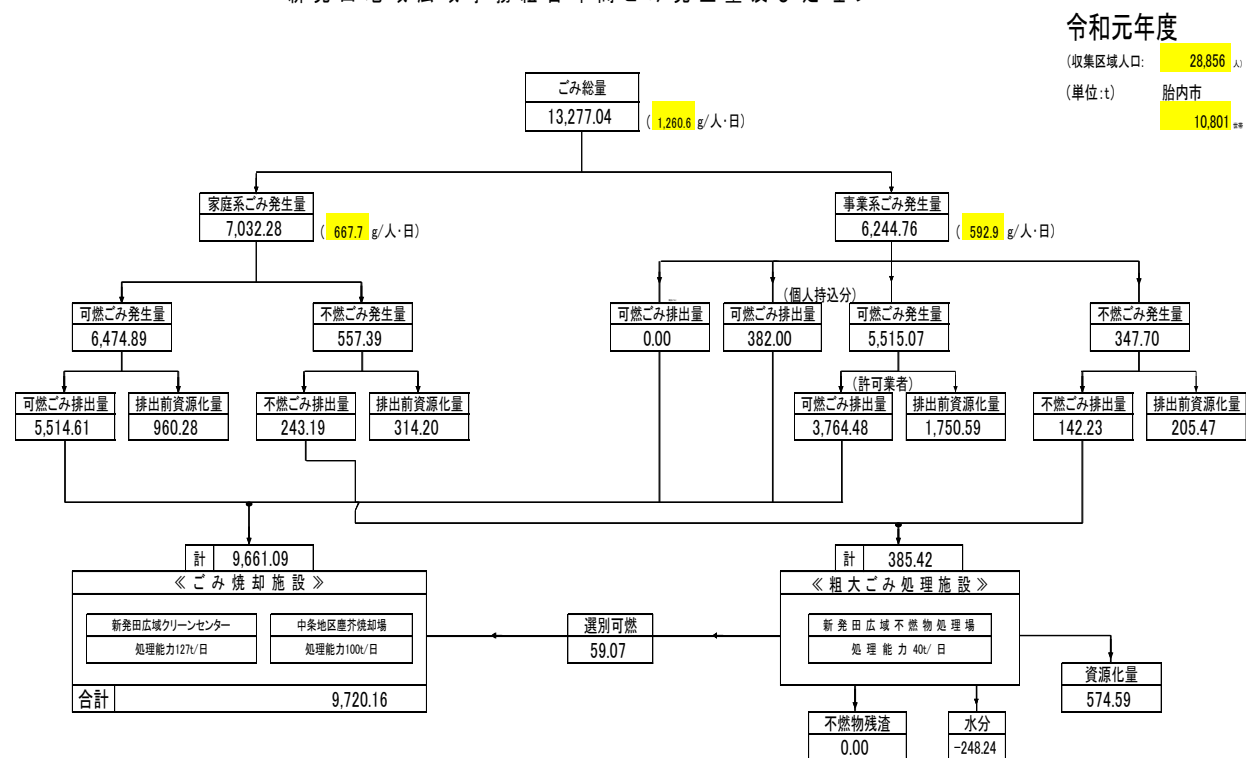
- ・ 特定空き家に対する勧告及び命令を実施 (1 件) した。当該家屋については、所有者の親族により解体が実施された。
- ・ 老朽危険家屋の解体に対する固定資産税の減免制度を 4 月 1 日より開始し、申請者 6 件の内 5 件の許可を交付した。

(申請者の内 1 件については老朽危険空き家と認められず不許可とした。)

④ 一般廃棄物の排出状況について

●処理・処分の状況

新発田地域広域事務組合年間ごみ発生量及び処理フロー



●分別区分

家庭系ごみ排出量実績

年度	胎内市の家庭系ごみ											
	人口 (人)	1人1日当たり 排出量 (g/人日)	総排出量			(うち排出前資源化量)			資源化率			
			可燃 (t/年)	不燃 (t/年)	計 (t/年)	可燃 (t/年)	不燃 (t/年)	計 (t/年)	可燃 (%)	不燃 (%)	平均 (%)	
H29	29,611	673	6,713	556	7,269	1,087	322	1,409	16.2%	57.9%	19.4%	
H30	29,180	659	6,455	561	7,016	960	314	1,274	14.9%	56.0%	18.2%	
R1	28,856	668	6,475	557	7,032	960	314	1,274	14.8%	56.4%	18.1%	

事業系ごみ排出量実績

年度	胎内市の事業系ごみ											
	人口 (人)	1人1日当たり 排出量 (g/人日)	総排出量			(うち排出前資源化量)			資源化率			
			可燃 (t/年)	不燃 (t/年)	計 (t/年)	可燃 (t/年)	不燃 (t/年)	計 (t/年)	可燃 (%)	不燃 (%)	平均 (%)	
H29	29,611	537	5,449	358	5,807	1,525	211	1,736	28.0%	58.9%	29.9%	
H30	29,180	572	5,731	359	6,091	1,751	205	1,956	30.5%	57.2%	32.1%	
R1	28,856	593	5,897	348	6,245	1,751	205	1,956	29.7%	59.0%	31.3%	

注 1) 可燃物排出量には不燃物処理場からの可燃物量は含まない。
 2) 他圏域からの搬入ごみ(災害ごみ)は含まず。
 3) R1年度の数値については、4月から12月は実績値。1月から3月は昨年度の実績値を使用
 4) R1年度の数値の排うち、排出前資源化量については昨年度の実績値を使用

⑤ 公害対策について(畜産臭気対策)

築地地区

試料採取日	事業所名	平成30年度	再測定	(測定結果)	
				令和元年	劣方測定 (R1.9.9)
8月21日	A事業場	10未満	—	10未満	24
8月26日	B事業場	10未満	—	10未満	10未満
	C事業場	10未満	—	10未満	—
	D事業場	10未満	—	10未満	—
	E事業場	11	—	10未満	10未満
	F事業場	10未満	—	11	—
	G事業場	10未満	—	10未満	—
	H事業場	10未満	—	10未満	13

乙地区

試料採取日	事業所名	平成30年度	再測定(30.10.16)	(測定結果)	
				令和元年	劣方測定 (R1.8.27)
8月21日	I事業場	10未満	—	10未満	—
	J事業場	10未満	—	22	—
	K事業場	14	13	10未満	15
	L事業場	14	10未満	10未満	17
	M事業場	10未満	—	—	—
	N事業場	11	—	19	—
	O事業場	10未満	—	10未満	16

3. 令和2年度胎内市環境事業について(予定)

①第2次胎内市環境基本計画の策定

平成23年3月に策定した「胎内市環境基本計画」の計画期間が、令和2年度に満了することから、第2次計画を策定する。

②胎内市空家実態調査の実施

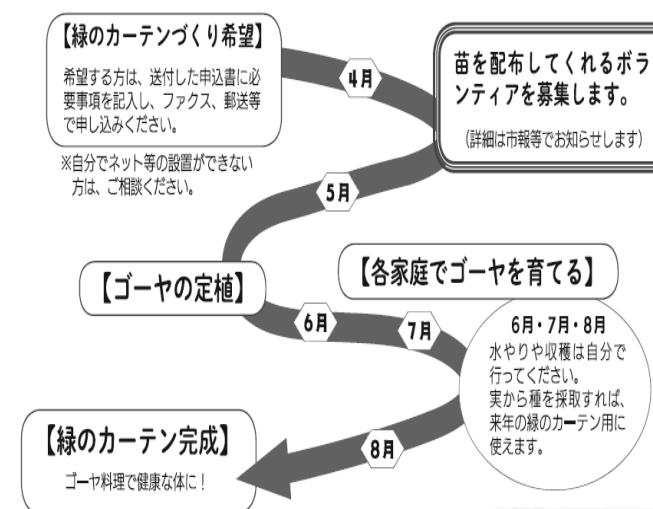
「胎内市空き家等対策計画」を基に、令和2年度胎内市空家実態調査を実施する。前回の調査(平成27年度)から5年が経つため、現在の状況を把握し、空き家の所有者に対して必要な情報提供やアドバイスを実施することも必要。アンケート等の送付により利活用や維持管理等に関する意向確認を行う。

③緑のカーテン普及事業

新年度も市民ぐるみで「緑のカーテンづくり」に取り組む。対象者は今年度と同じく、65歳以上の高齢者のみの世帯とする。

【3月1日号市報 抜粋】

緑のカーテンづくりの流れ



④エコバッグ普及推進運動の実施

令和2年7月1日より全国で実施されるプラスチック製買物袋の有料化にあわせて、レジ袋等のごみ削減のためのエコバッグ普及推進運動を実施する。